

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ299台及び周辺機器等一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県企画局情報政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成17年6月9日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 富士通リース株式会社

(2) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 落札金額

1月分賃借額 631,134円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成17年4月28日

情報政策課

情報政策課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成17年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 随意契約に係る物品等及び数量

電子計算機（ホストコンピュータ）及び周辺機器一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県企画局情報政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年7月20日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名 称 富士通リース株式会社

(2) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

23,520,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 入札公告を行った日

平成17年6月6日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項
第8号

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成17年11月30日

(4) 納入場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 調達をする物品等に関し、メンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 仕様についての問い合わせ先

長野県土木部道路維持課

電話 026 (235) 7302

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年8月17日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに2の(3)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結等

本件入札のうち調達番号1及び3に係わる契約の締結については、長野県議会の議決に付さなければならないので、落札決定後売買仮契約書を作成するものとし、長野県議会の議決があったときに、その契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなします。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達番号	調達する物品	数量	納入場所	開札日	開札時間
1	ロータリ除雪車 (2. 2m級)	3台	大町、長野、飯山建設事務所	平成17年8月19日	午後2時00分
2	除雪トラック (7t、A反転、4輪駆動)	2台	長野、飯山建設事務所	"	午後2時30分
3	除雪ドーザ (13t、SA)	5台	木曽、松本、大町、須坂、飯山建設事務所	"	午後3時00分

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Described in the appendix
- (2) Delivery date: November 30, 2005
- (3) Delivery place: Described in the appendix
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
Property Administration Division, General Affairs Department
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City
TEL 026-235-7079
- (5) Time limit and delivery place for the tender (including by mail) :
Time: 5:00 PM August 17, 2005
Place: Property Administration Division, General Affairs Department
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City
380-8570 JAPAN
- (6) Time and place for the bid opening:
Time: Described in the appendix
Place: Bidding Room, 2F Nagano Prefectural Government Main Building

Appendix:

Procurement Number	Products to be procured	Quantity	Delivery Place (Prefectural Construction Office)	Tender Date	Bid Opening Time
1	Rotary Snowplow (2.2meter class)	3 units	Omachi, Nagano and Iiyama Construction Offices	August 19, 2005	2:00 PM
2	Snow removing truck (7t,A,4-wheel driver,Reversal plow)	2 units	Nagano and Iiyama Construction Office	"	2:30 PM
3	Snowplow-dozer (13t, SA)	5 units	Kiso, Matsumoto, Omachi, Suzaka and Iiyama Construction Offices	"	3:00 PM

管財課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成17年8月4日

長野県知事 田中康夫

平成17年7月21日表彰

産業功労

金井幸重

税務課

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 こもれびファクトリー軽井沢
- 3 代表者の氏名
渡邊昌司
- 4 主たる事務所の所在地
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1404番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民、山林の所有者の方々に協力を得ながら、子供たちの健全育成の場としての里山の環境整備、そして来るべき高齢者社会の住環境に対応した土壤の整備などを念頭に、身近な山野の環境整備と緑の保全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年8月4日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年8月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 専門家が答える市民の質問ドットコム
- 3 代表者の氏名
清水正敏
- 4 主たる事務所の所在地
長野県須坂市大字須坂1350番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、生活を向上させる情報の提供に関する事業を行い、公益に寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年8月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス冬季世界大会長野記念資金・SO支援機構
- 3 代表者の氏名
安川英昭
- 4 主たる事務所の所在地
長野県長野市県町584
- 5 定款に記載された目的
この法人は、スペシャルオリンピックスムーブメントの推進及びノーマライゼーションの実現に資する活動に対して資金面での支援を行い、障害のある人々のスポーツの振興及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年8月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 結いの街
- 3 代表者の氏名
西村四郎
- 4 主たる事務所の所在地
長野県松本市笹部2丁目6番60-5号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者はじめ全ての人々が自分にあった環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービス、地域のネットワークづくりなど、心身共に豊かで健康になるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成17年8月4日

長野県知事 田中康夫

平成17年8月2日表彰

建設事業功労

河西清 堀内春彦

監理課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消しました。

平成17年8月4日

長野県知事 田中康夫

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-14第 21919号	有限会社輝商事	近藤克也	長野市篠ノ井塩崎 5760-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 4月5日	平成17年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第 20666号	三共建設株式会社	樋本伸夫	長野市市場4-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年 4月5日	平成17年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 3802号	株式会社宮坂組	宮坂道廣	上伊那郡南箕輪村 40-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び造園工事業）の取消し	平成17年 4月5日	平成17年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 10950号	小林土建	小林正生	伊那市大字伊那 6041-42	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業及び石工事業）の取消し	平成17年 4月5日	平成17年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 5488号	有限会社俊建築店	久保田京子	飯田市白山通り2- 431-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成17年 4月6日	平成17年3月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 8574号	有限会社小口工建	小口正	松本市板場488-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（屋根工事業、管工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年 4月6日	平成17年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 4527号	押澤製材所	押澤正	松本市赤怒田487-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年 4月6日	平成17年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 16938号	株式会社松本大建ハウス	福島幸雄	松本市石芝4-2-69	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（屋根工事業）の取消し	平成17年 4月6日	平成17年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 3282号	柳沢ブロック工務店	柳沢鎰雄	大町市大字大町 7801	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業及びタイル・レンガ・ブロック工事業）の取消し	平成17年 4月11日	平成17年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 4261号	株式会社竹内工務店	竹内侶章	東御市和3399-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成17年 4月11日	平成17年3月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-11第 17598号	斎京冷熱工業株式会社	斎京正明	上田市常盤城3-1-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び熱絶縁工事業)の取消し	平成17年4月11日	平成17年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第 22283号	アサマ・ジュウ企画	山口 誓四郎	北佐久郡御代田町大字御代田2628-246	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年4月11日	平成17年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12第 1914号	株式会社上林工務店	上林 明	上伊那郡宮山村6628-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年4月13日	平成17年3月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 20130号	田中建築	田中 高雄	長野市松代町松代1346	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成17年4月13日	平成17年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 17647号	有限会社ハウスマリサカ	蟻坂 敦志	須坂市北相之島202	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成17年4月18日	平成17年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 4215号	有限会社鈴木建設	鈴木利重	長野市石渡23-22	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成17年4月19日	平成17年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 16549号	中信建設工業株式会社	清水口 美水	松本市大字島内22-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成17年4月18日	平成17年2月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 4800号	株式会社中央住研	小泉 健二	諏訪市高島1-21-14	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び建具工事業)の取消し	平成17年4月22日	平成17年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 8311号	東部サッシ工業株式会社	斎藤桂一	東御市滋野乙4451-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年4月26日	平成17年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 2316号	横田建築	横田士	長野市北長池1359	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成17年4月25日	平成17年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-12第 12889号	株式会社和田興業	木内國治	長野市吉田4-6-28	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成17年4月25日	平成17年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 20868号	有限会社穀屋金物店	望月雅喜	南安曇郡穂高町大字穂高6670	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年4月25日	平成17年2月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 14514号	株式会社善光	岡宮健貴	長野市南長池1004	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年4月25日	平成17年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 21221号	井原工務店	井原文男	長野市西和田252	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年4月26日	平成17年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 19175号	信濃理化工業株式会社	荒木秋男	長野市松代町大室1279-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年4月27日	平成17年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 3865号	株式会社ナガノ建築サービス	徳武良彦	長野市差出南2-4-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成17年4月28日	平成17年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 16529号	市栄建設	市村栄三	上高井郡小布施町福原17-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年4月28日	平成17年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 4218号	松本建設	松本恒夫	長野市川中島町御厨1848	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成17年5月10日	平成17年5月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12第 1320号	株式会社園建	青木和彦	長野市稻里町中水鉋871	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び造園工事業)の取消し	平成17年5月10日	平成17年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 16112号	長野リモデリング株式会社	菊池宏一郎	松本市笹部1-3-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成17年5月10日	平成17年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-12第 16127号	小原電子	小 原 勇	松本市島内4002	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及び電気工事業)の取消し	平成17年5月10日	平成17年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 15599号	株式会社藤原工務店	藤 原 功	長野市若里7-12-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成17年5月11日	平成17年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12第 4679号	株式会社ホクシン	米 山 慎二	長野市大字高田字五分一沖539-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年5月16日	平成17年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12第 16376号	水野建設株式会社	水 野 龍 二	北安曇郡池田町大字陸郷7454-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成17年5月16日	平成17年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 1395号	田中建設株式会社	田 中 敏 雄	松本市渚1-3-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成17年5月16日	平成17年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 6266号	光進機電	平 林 光 行	南安曇郡穂高町大字穂高5284-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び管工事業)の取消し	平成17年5月20日	平成17年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 22527号	有限会社宮内工務所	宮 内 宣	飯田市松尾明7743	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成17年5月20日	平成17年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 16643号	有限会社高島重機土木	高 島 巖	長野市上松2-4-37	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成17年5月24日	平成17年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 13557号	賛宝電気株式会社	蟹 澤 宗 夫	長野市青木島町大塚977-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業)の取消し	平成17年5月24日	平成17年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第 21779号	株式会社大塚電気工事	大 塚 義 和	東御市滋野字沢田乙537-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成17年5月26日	平成17年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 5151号	清水工務店	清 水 悅 雄	大町市大字大町6210-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成17年5月27日	平成17年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第 21945号	小林(康)建築	小 林 康 利	諏訪郡下諏訪町南四王10616-486	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成17年5月27日	平成17年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-12第 19314号	株式会社羽田建設	羽田 美登和	岡谷市長地出早3-4-28	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年5月27日	平成17年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12第 10062号	株式会社興進	塚田 陽重	長野市若穂綿内363-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年5月27日	平成17年5月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-16第 2050号	峯村工業株式会社	峯村 一郎	長野市大字大町908-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成17年5月27日	平成17年5月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第 2050号	同上	同上	同上	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成17年5月27日	平成17年5月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 13085号	中部日本ビニール株式会社	阿部 正邦	上田市中央4-6-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年5月30日	平成17年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 15171号	美義建設	井口 貞嘉	上伊那郡飯島町田切390	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業及び造園工事業)の取消し	平成17年5月31日	平成17年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 5868号	信濃ブロッタ有限会社	長沼 潤	飯田市龍江2567-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・レンガ・ブロック工事業)の取消し	平成17年6月3日	平成17年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 14675号	エフ・ケー建設株式会社	北原 正	伊那市大字伊那部53	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成17年6月3日	平成17年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 14765号	株式会社よねやま	米山 四郎	長野市吉田3-2-19	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成17年6月6日	平成17年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第 21313号	株式会社タウンズ・ホーム	伊藤 美登	長野市吉田2-8-24	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成17年6月6日	平成17年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。